

# 第2回大分県鳥獣被害対策本部会議

日時：平成23年11月7日 13:15～  
場所：大分県庁 新館5階 「5.1会議室」

次 第

1 開会

2 本部長あいさつ

3 会議事項

(1) 鳥獣被害対策本部のこれまでの取り組みについて

- ①集落環境対策
- ②捕獲対策
- ③予防対策

(2) 特定鳥獣保護管理計画（ニホンジカ・イノシシ）について

- ①ニホンジカ
- ②イノシシ

(3) 今後の取り組みについて

- ①今後のスケジュールについて
- ②今後の検討項目について

(4) その他

4 閉会

## (1) 鳥獣被害対策本部のこれまでの取り組みについて

### 鳥獣被害対策本部等の主な取組状況

#### 8月

- 1日 「大分県鳥獣被害対策本部」を設置
- 各振興局毎に「現地対策本部」を設置
- 現地対策本部毎に戦う集落(重点地区)及び担当者を選定  
東部局(4)、中部局(2)、南部局(2)、肥後局(2)、西部局(4)、北部局(3)  
合計 17地区(14市町)
- 6, 7, 20, 21, 28日 初心者狩猟免許講習会(5振興局)
- 6, 7日 狩猟免許試験(6振興局)

#### 9月

- 戰う集落(重点地区)毎に、行動支援計画を作成  
集落対策PTIによる現地調査(集落点検)
- 現地での集落研修会、市町単位でのわな講習会等を実施  
①集落研修会(南部局(佐伯市大越)、西部局(日田市熊ノ尾、九重町中須))  
②わな講習会等(東部局(日出町、国東市))
- 15日 近隣市町村との広域対策会議の開催(南部局主催)  
広域一斉捕獲実施の協議と被害状況等の情報交換  
宮崎県(県・1市1町)と大分県(森共、南部局、中部局、肥後局、臼杵市、津久見市、佐伯市、豊後大野市)
- 11日 狩猟免許試験(6振興局)
- 16日 アリストンホテル(大分市:旧ワシントンホテル)でジビエ料理の提供が始まる
- 17~19日 初心者狩猟講習会(大分市)

#### 10月

- 3日 対策本部幹事会を開催  
各振興局の取組状況を周知。今後の進め方を打合せ
- 15, 16日 狩猟免許試験(県庁)
- 16日 県内一斉捕獲を実施  
イノシシ・シカの狩猟解禁に(11/1)に先立ち、初めて県下一斉捕獲を実施
- 22~23日 県農林水産祭でジビエ料理販売や有害鳥獣対策資材等を展示  
①「燻家」 鹿ハム、サラミ、ソーセージ  
②「みやもと」 ぼたん(猪)鍋、猪塩焼き  
③「猪鹿」 猪汁、猪・鹿ウインナー、もみじ(鹿)カレー
- 25~26日  
県職員生協フェア(正庁ホール)でジビエの試食・販売
- 中旬(ジビエ加工品の販売チラシ展開)  
県職員生協でイノシシ・シカの生肉、ハム・ワインナー風加工品の斡旋・販売
- 各現地対策本部で実施する内容  
①集落点検地図の作成  
②防護柵の設置指導  
③集落研修会の開催(鳥獣の生態、柵の種類毎の特性、周辺管理の重要性等)

#### 11月

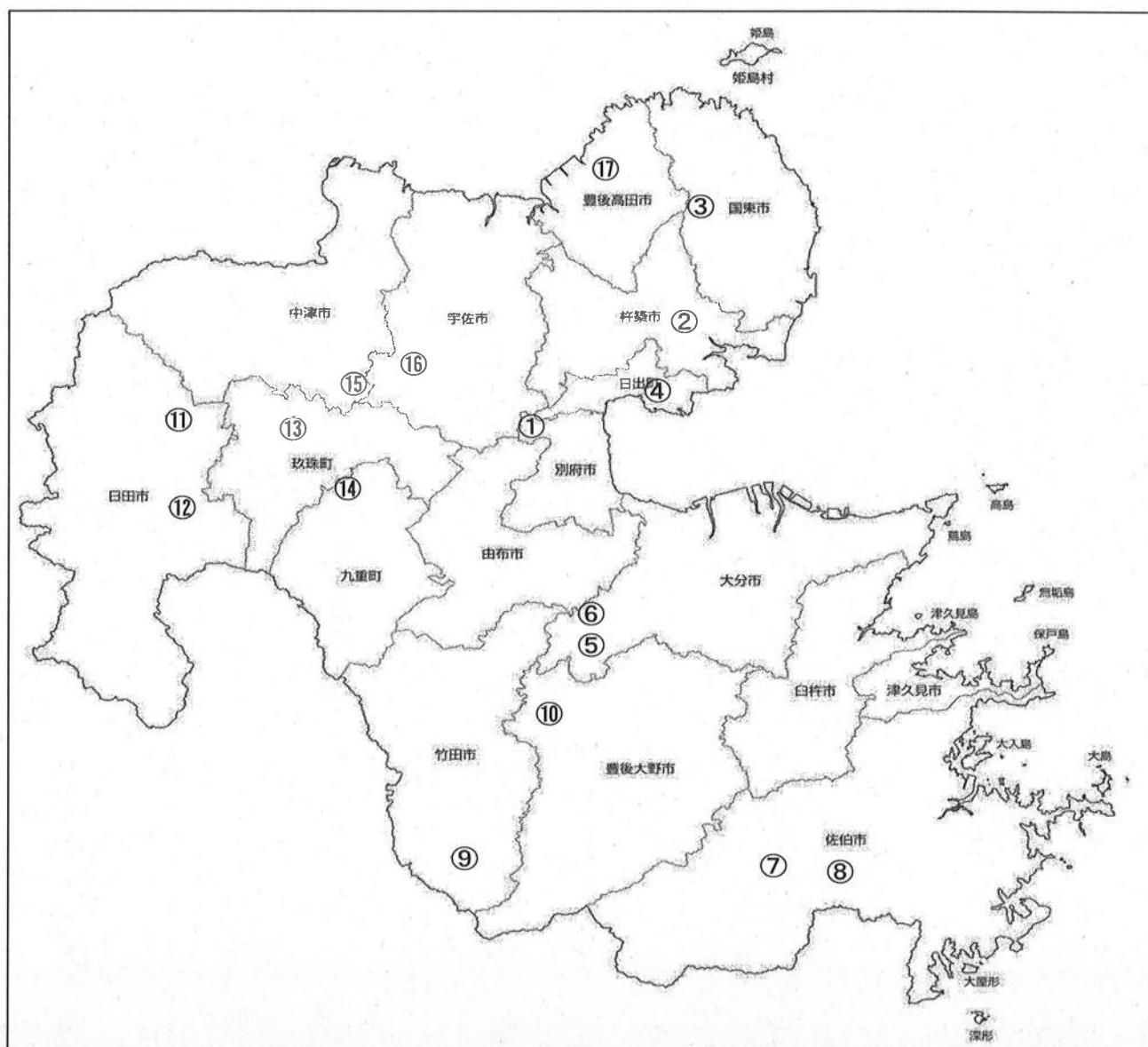
- 1日 イノシシ・シカ狩猟解禁(~3月15日)
- 7日 第2回対策本部会議

# ① 集落環境対策

## ○ 大分県鳥獣被害現地対策本部選定重点地区一覧

H23. 11. 1現在

局	番号	重点地区名	戸数	局	番号	重点地区名	戸数
東部	①	別府市天間地区	52	肥	⑨	竹田市中角地区	16
	②	杵築市大鴨川地区	24		⑩	豊後大野市朝地町北平地区	37
	③	国東市国見町畠地区	10		⑪	日田市熊ノ尾地区	20
	④	日出町中山地区	14		⑫	日田市天瀬町本城地区	10
中部	⑤	大分市野津原町上詰地区	42	西部	⑬	玖珠町長小野地区	18
	⑥	大分市野津原町湯水地区	22		⑭	九重町中須地区	14
南部	⑦	佐伯市直川横川地区	12		⑮	中津市三光上深水地区	27
	⑧	佐伯市大越地区	27		⑯	宇佐市院内町宮原地区	13
					⑰	豊後高田市畠地区	31



## ○ 鳥獣被害現地対策本部選定重点地区個別表

単位:戸数、ha

①別府市天間	加害獣	イノシシ	戸数	農家戸数	耕地面積	作目
			52	42	23	米
集落営農	狩猟者	環境対策	被害の推移	H18		柵設置
無	1	実施	減			
特記事項						
ワイヤメッシュ柵を河川敷に施工、又、農道にゲートを設置し侵入を遮断したことにより被害が減った。						
行動計画						
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 蔽の草刈り</li> <li>● 防護柵の点検</li> <li>● 狩猟免許取得の促進</li> </ul>						
②杵築市大鴨川	加害獣	イノシシ	戸数	農家戸数	耕地面積	作目
			24	24	12	米
集落営農	狩猟者	環境対策	被害の推移	H22		柵設置
無	1	実施	減			
特記事項						
ワイヤメッシュ柵の折り返し施工の工夫に取り組み、被害防止を図っている。						
行動計画						
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 蔽の草刈り</li> <li>● 防護柵の点検</li> <li>● 狩猟免許取得の促進</li> </ul>						
③国東市畠	加害獣	イノシシ・シカ	戸数	農家戸数	耕地面積	作目
			10	2	4	米、栗、椎茸、カボチャ、野菜類
集落営農	狩猟者	環境対策	被害の推移	H23		柵設置
有	1	実施	減			
特記事項						
H19にシカ防護ネット柵を設置したがうまくいかなかつた。本年度は、その反省を踏まえ、特定の農地だけを金網柵で囲んでいる。						
行動計画						
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 鳥獣害対策の研修会の実施</li> <li>● 防護柵の設置</li> <li>● シカ囲いワナの試験的設置</li> </ul>						
④日出町中山	加害獣	イノシシ	戸数	農家戸数	耕地面積	作目
			14	10	15	米、柑橘、ギンナン
集落営農	狩猟者	環境対策	被害の推移	H23		柵設置
無	3	実施	減			
特記事項						
H21から積極的に研修会等を実施している。地域で対策協議会を設立し、地域の連携が非常によい。本年度、ワイヤメッシュ柵設置予定。						
行動計画						
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 防護柵の点検</li> <li>● 狩猟免許の取得促進</li> <li>● 防護柵の設置</li> </ul>						

## ○ 鳥獣被害現地対策本部選定重点地区個別表

単位:戸数、ha

⑤大分市上詰	加害獣	イノシシ	戸数	農家戸数	耕地面積	作目
			44	29	16.5	米
集落営農	狩猟者	環境対策	被害の推移	柵設置		
有	2	未実施			H23	
<b>特記事項</b>						
従来より、農事法人や個人単位で電気柵を設置するなど、個々による有害鳥獣対策を実施している。今年度はボランティア等の協力を仰ぎながら、住民総出で集落全体の防護柵の設置を計画している。						
<b>行動計画</b>						
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 研修会・勉強会</li> <li>・ 環境整備</li> <li>・ 防護対策</li> </ul>						

⑥大分市堪水	加害獣	イノシシ	戸数	農家戸数	耕地面積	作目
			22	17	18	米
集落営農	狩猟者	環境対策	被害の推移	柵設置		
無	2	未実施			H23	
<b>特記事項</b>						
従来より、個人単位で電気柵を設置するなど、個々による有害鳥獣対策を実施している。今年度はボランティア等の協力を仰ぎながら、住民総出で集落全体の防護柵の設置を計画している。						
<b>行動計画</b>						
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 研修会・勉強会</li> <li>・ 環境整備</li> <li>・ 防護対策</li> </ul>						

⑦佐伯市直川横川	加害獣	イノシシ、シカ、カラス アナグマ、スズメ	戸数	農家戸数	耕地面積	作目
			12	12	2.45	米、飼料作物、野菜
集落営農	狩猟者	環境対策	被害の推移	柵設置		
無	有	未実施	増	H23		
<b>特記事項</b>						
金網フェンスは、H23年度に設置するが、集落全域を囲うわけではないので、対象外の田畠についての鳥獣被害対策を考えている。 集落共同の対策については、PTと検討していく。						
<b>行動計画</b>						
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研修会・勉強会</li> <li>・ 環境整備</li> <li>・ 防護対策</li> <li>・ 捕獲対策</li> </ul>						

⑧佐伯市大越	加害獣	イノシシ、シカ、カラス アナグマ、スズメ	戸数	農家戸数	耕地面積	作目
			27	27	14	米、飼料作物、野菜
集落営農	狩猟者	環境対策	被害の推移	柵設置		
有	有	実施	変化なし	H22～H24		
<b>特記事項</b>						
金網フェンスは、H22～H24年度に設置するが、補助対象外の田畠についての検討を考えている。 集落共同の対策については、PTと検討していく。						
<b>行動計画</b>						
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 研修会・勉強会</li> <li>● 環境整備（緩衝帯の設置）</li> <li>・ 防護対策</li> <li>・ 捕獲対策</li> </ul>						

## ○ 鳥獣被害現地対策本部選定重点地区個別表

単位:戸数、ha

⑨竹田市中角	加害獣 イノシシ、シカ		戸数	農家戸数	耕地面積	作目
			16	16	26.7	米、ピーマン
			集落営農	狩猟者	環境対策	被害の推移
			無	4	実施	柵設置
			特記事項			
			イノシシ・シカ用の電柵を設置しているが、侵入されており指導を行った(今後も点検が必要)。サルが数匹出没しあげていている。			
行動計画		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 鳥獣害対策の研修会</li> <li>・ 蔽の草刈り</li> <li>・ 柵の設置、点検</li> <li>・ 追い払い</li> </ul>				

⑩豊後大野市北平	加害獣 イノシシ		戸数	農家戸数	耕地面積	作目
			37	30	13	米
			集落営農	狩猟者	環境対策	被害の推移
			有	無	実施	柵設置
			特記事項			
			今年度柵設置にあたり、現地研修会を開催予定			
行動計画		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 鳥獣害対策の研修会</li> <li>・ 蔽の草刈り</li> <li>・ 田畠の耕起</li> <li>・ 柵の設置、点検</li> </ul>				

⑪日田市熊ノ尾	加害獣 イノシシ、シカ		戸数	農家戸数	耕地面積	作目
			20	20	6.83	米
			集落営農	狩猟者	環境対策	被害の推移
			無	3	実施	柵設置
			特記事項			
			主に米を作っている。 被害は、イノシシとシカで半々である。			
行動計画		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 鳥獣害対策の研修</li> <li>● 蔽の草刈り</li> <li>・ 柵の設置、点検(※現在設置中)</li> </ul>				

⑫日田市本城	加害獣 イノシシ		戸数	農家戸数	耕地面積	作目
			10	10	2	米
			集落営農	狩猟者	環境対策	被害の推移
			無	1	実施	柵設置
			特記事項			
			イノシシの被害のみである			
行動計画		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 鳥獣害対策の研修</li> <li>・ 耕作放棄地の解消</li> <li>● 蔽の草刈り</li> <li>・ 柵の設置、点検</li> </ul>				

## ○ 鳥獣被害現地対策本部選定重点地区個別表

単位:戸数、ha

⑬玖珠町長小野	加害獣	イノシシ、シカ	戸数	農家戸数	耕地面積	作目
			18	18	12.1	米
集落営農	狩猟者	環境対策	被害の推移	柵設置		
有	1	実施	変わらない	H17		
特記事項						
捕獲対策として狩猟免許の取得促進が必要						
行動計画						
<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥獣害対策の研修(11月中に実施予定)</li> <li>・防護柵の設置</li> <li>・狩猟免許の取得促進</li> </ul>						

⑭九重町中須	加害獣	イノシシ、シカ	戸数	農家戸数	耕地面積	作目
			14	14	12.5	米、飼料作物
集落営農	狩猟者	環境対策	被害の推移	柵設置		
有	2	未実施	減	H17~18		
特記事項						
シカが出没はじめたので、柵の上にネット設置						
行動計画						
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 鳥獣害対策の研修</li> <li>● 蔽の草刈り</li> <li>・狩猟免許の取得促進</li> </ul>						

⑮中津市小河内	加害獣	イノシシ	戸数	農家戸数	耕地面積	作目
			19	18	13	米、小麦、大豆、飼料米等
集落営農	狩猟者	環境対策	被害の推移	柵設置		
有	2	実施	減	H21		
特記事項						
集落営農組織「(農)深水の里」を組織し、共同で鳥獣害対策に取り組む体制が整った。						
行動計画						
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 鳥獣害対策の研修</li> <li>・耕作放棄地の解消</li> <li>● 蔽の草刈り</li> <li>● 放任果樹の伐採</li> <li>● 柵の設置、点検</li> </ul>						

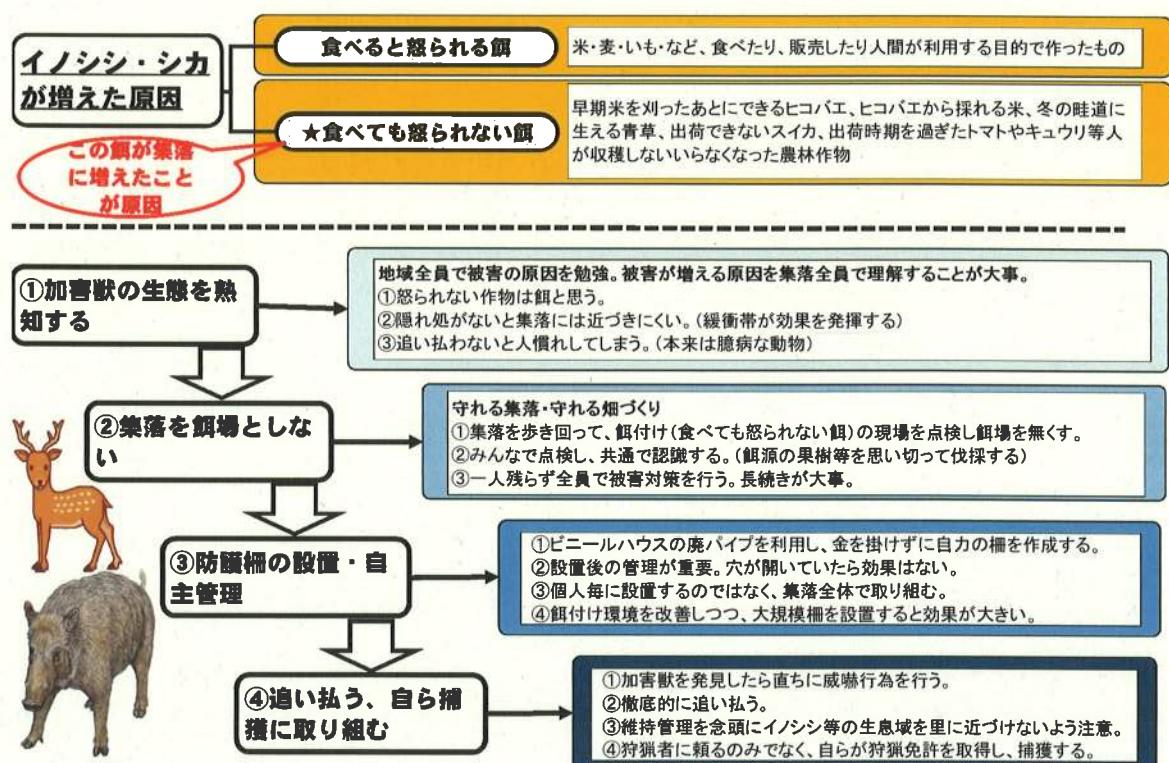
⑯豊後高田市畠	加害獣	イノシシ、シカ	戸数	農家戸数	耕地面積	作目
			31	21	17.7	米、そば、小麦
集落営農	狩猟者	環境対策	被害の推移	柵設置		
有	1	実施	減	H21		
特記事項						
集落営農組織「グリーンファーム畠」を組織し、共同で鳥獣害対策に取り組む体制が整った。						
行動計画						
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 鳥獣害対策の研修</li> <li>・耕作放棄地の解消</li> <li>● 蔽の草刈り</li> <li>● 柵の設置、点検</li> <li>・狩猟免許の取得促進</li> </ul>						

## ○ 鳥獣被害現地対策本部選定重点地区個別表

単位: 戸数、ha

⑯宇佐市宮原	被害獣 イノシシ	13	戸数	農家戸数	耕地面積	作目
			8	5.74	米、ゆず	
集落営農 有	狩獵者	環境対策 実施	被害の推移 減	柵設置 H19		
特記事項						
集落のリーダーが率先して対策に取り組み、他の人たちを牽引している						
行動計画						
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 鳥獣害対策の研修</li> <li>・ 耕作放棄地の解消</li> <li>● 蔽の草刈り</li> <li>● 柵の設置、点検</li> <li>・ 狩猟免許の取得促進</li> </ul>						

### 集落環境対策「戦う集落づくり」の流れ（順序正しく進めるのが成功の秘訣）



メモ

## ②捕獲対策

### ○イノシシ・シカ県下一斉捕獲の結果について

農林作物に大きな被害を与えていたイノシシ・シカの県下一斉捕獲を、平成23年10月16日に実施しました。

県下17の市町で132班951人の猟友会員が参加し、イノシシ78頭、シカ159頭、合計237頭を捕獲しました。

#### 1 県下一斉捕獲結果

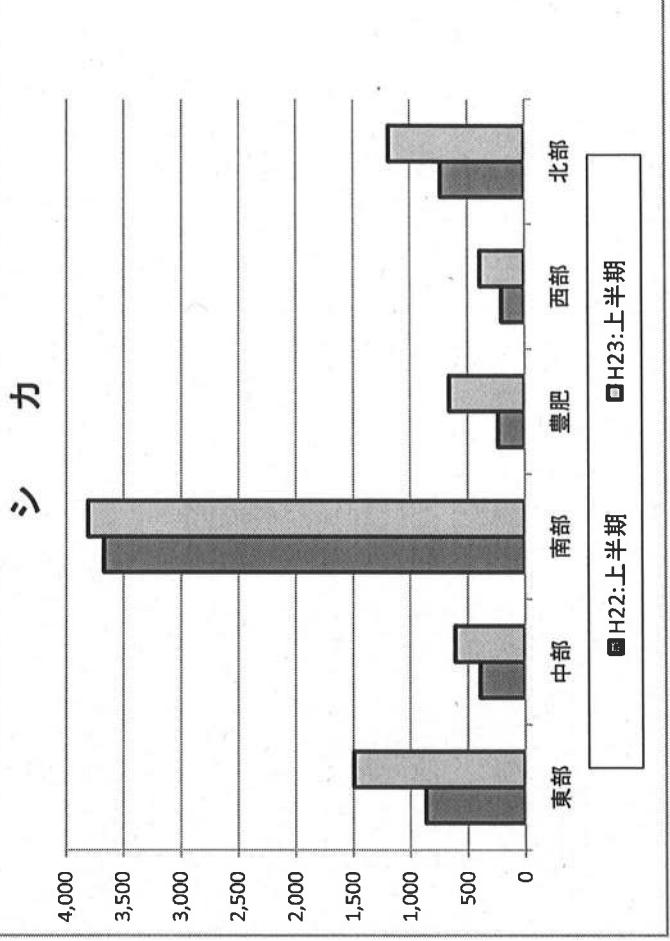
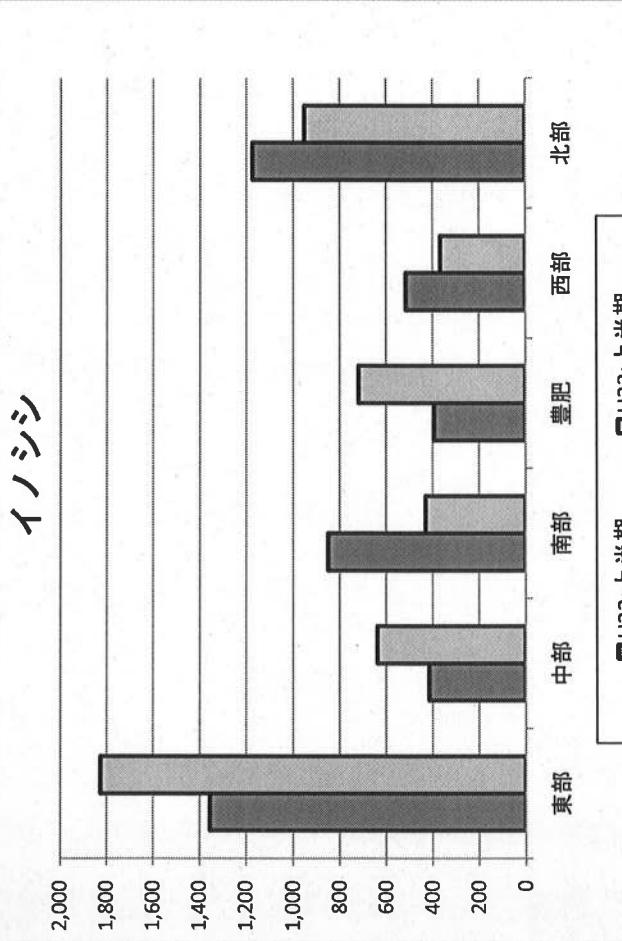
単位：頭、人

振興局	捕獲数			出動班数	参加者数
	イノシシ	シカ	計		
東部	24	27	51	24	169
中部	14	6	20	31	190
南部	15	82	97	19	192
豊肥	7	10	17	21	129
西部	4	12	16	21	126
北部	14	22	36	16	145
計	78	159	237	132	951



大分県猟友会 別府支部 出獵式（別府市役所前）

○平成23年度 イノシシ・シカの捕獲情報（速報）



参考

	H22捕獲頭数	6,251	4,771	1,626	4,489	3,240	5,299	25,676	H22捕獲頭数	3,370	3,236	8,806	2,083	1,876	3,892	23,263
年度	年頭	H18	H19	H20	H21	H22	平均	単位:頭数	年頭	H18	H19	H20	H21	H22	平均	単位:頭数
最近5年年の捕獲頭数	13,390	17,743	20,122	18,545	26,178	19,195			8,015	9,659	12,910	19,723	23,651	14,791		

※県外者捕獲:388頭は除く  
※県外者捕獲:502頭は除く  
最新5年年の捕獲頭数

# ○平成23年度 県狩猟免許試験の結果について

(1) 【申請者数】 396人

	東部	中部	南部	豊肥	西部	北部	総計
申請者計	76	118	35	80	48	39	396
うち 一部免除	(7)	(21)	(18)	(12)	(11)	(9)	(78)

(2) 【試験日程及び受験者数】

日程	獣種	受験者数	会場
8月6日(土)	網・わな猟	98	振興局単位で6箇所
8月7日(日)	第一種・二種銃猟	19	
9月11日(日)	網・わな猟	211	
10月15日(土)	第一種・二種銃猟	9	本庁正庁ホール
10月16日(日)	網・わな猟	56	
合 計		393	網・わな猟13箇所、第一種・二種銃猟7箇所

(3) 【合格者数】 382人

欠席3名

申請の区分		東部	中部	南部	豊肥	西部	北部	合計
免許の種類	網猟	0	0	0	0	0	0	0
	わな猟	68	102	30	73	47	34	354
	うち 一部免除	(6)	(17)	(16)	(11)	(11)	(8)	(69)
	第一種銃猟	4	9	4	4	1	5	27
	うち 一部免除	(1)	(3)	(2)	(2)	(0)	(2)	(10)
	第二種銃猟	0	0	0	1	0	0	1
計		72	111	34	78	48	39	382
うち 一部免除		(7)	(20)	(18)	(13)	(11)	(10)	(79)
不合格者数		3	6	0	2	0	0	11

合格率

97.20%

《参考》

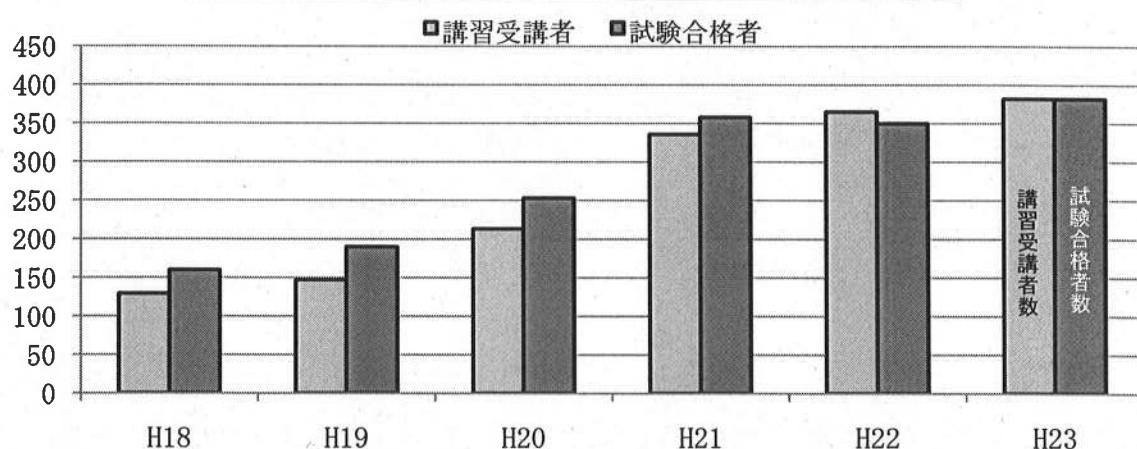
【初心者講習会（猟友会主催）】

獣種	受講者数	回数	会場	日程
網・わな猟	356	7回	大分(2)、佐伯、日田 宇佐、日出、豊後大野	7/16、8/6・7・20・21・28、9/17
第一種、二種銃猟	26	2回	大分(2)	7/17・18、9/18・19 (2日で1セット)

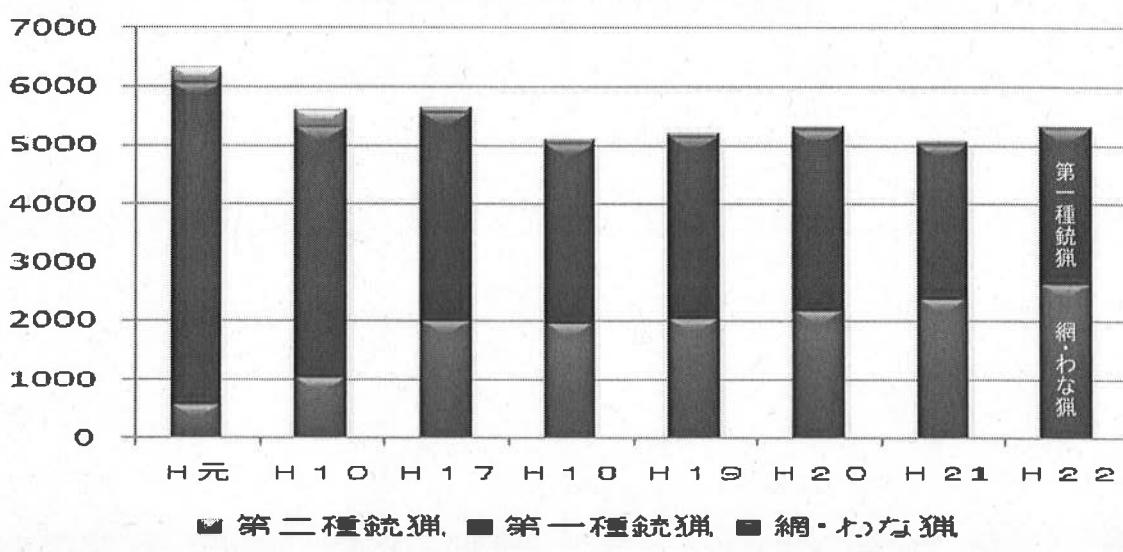
○初心者狩猟免許講習会受講者・試験合格者・免許取得者の推移

		H18	H19	H20	H21	H22	H23
講習受講者	網・わな猟	96	107	191	285	324	356
	銃 猟	33	40	22	51	41	26
	年 計	129	147	213	336	365	382
試験合格者	網・わな猟	116	135	199	305	314	354
	銃 猟	44	55	54	53	36	28
	年 計	160	190	253	358	350	382

初心者狩猟免許講習会受講者数と試験合格者数の推移



狩猟免許取得者数の推移



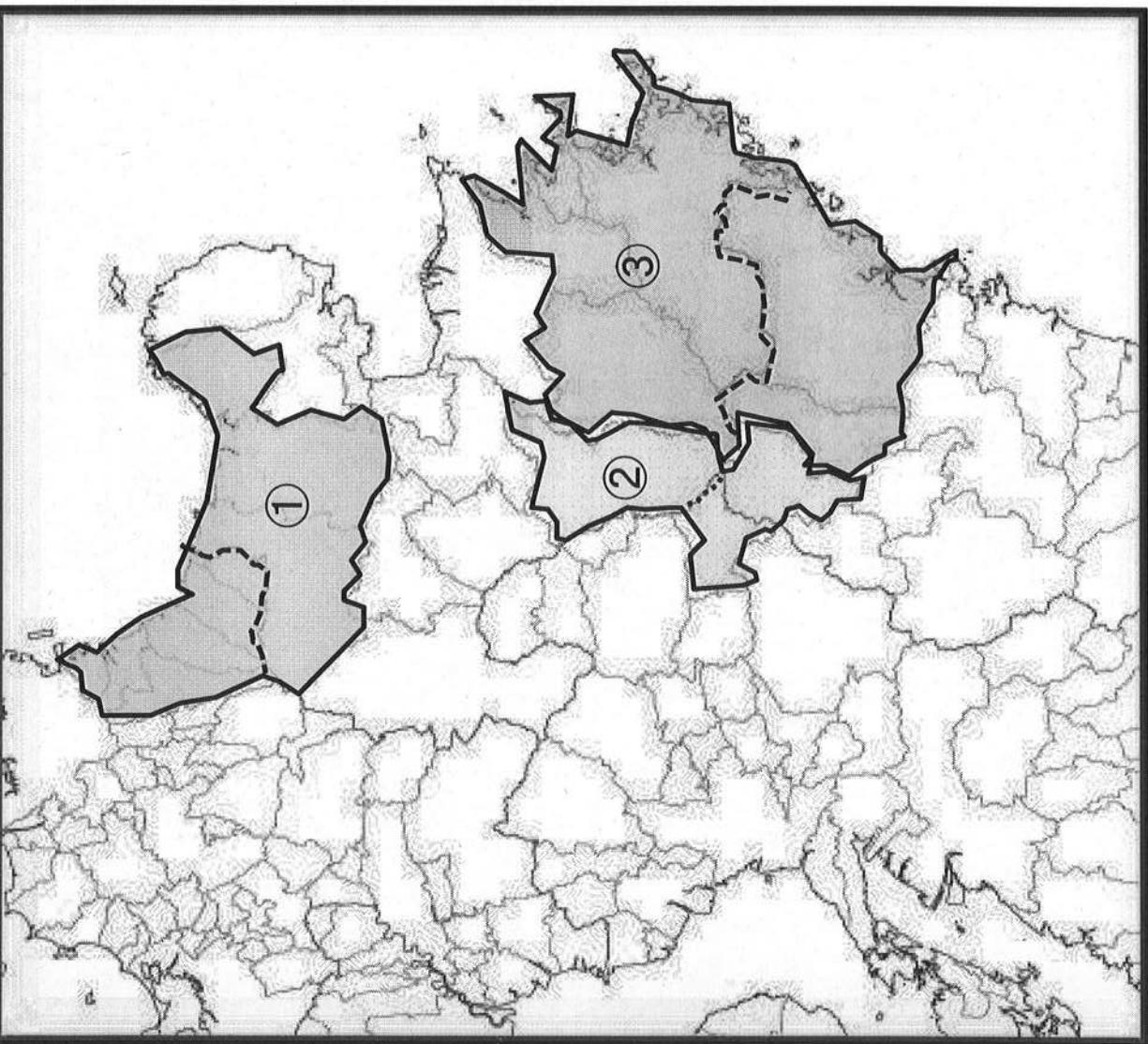
### ③ 予防対策

#### ○ 国庫事業による鳥獣侵入防止施設の年度別整備状況

(単位:箇所、km)

事業の種類		H21年度	H22年度	H23年度 (予定)	合計	備考
鳥獣被害防止総合対策交付金 (森との共生推進室)	実施市町村	—	15	15	17	H22:大分市、別府市、姫島村を除く15市町
	電気柵	—	2.5	0.5	3.0	H23:大分市、別府市が新規、竹田市、中津市が国の直接採択へ移行
	金網柵	—	33.7	257.2	290.9	
	ネット柵	—	—	2.5	2.5	
	トタン柵	—	9.3	—	9.3	
産地活性化総合対策事業(H23) 鳥獣被害防止総合対策交付金 (H21) (国の直接採択)	実施市町村	10	—	4(2)	10	H23:宇佐市、津久見市が国の直接採択を兼用
	電気柵	18.3	—	8.7	27.0	
	金網柵	72.1	—	88.3	160.4	宇佐市:中津・豊前・上毛地域 鳥獣被害防止広域対策協議会に加入(豊後高田も加入: H23事業は無し)
	ネット柵	28.6	—	11.9	40.5	
	トタン柵	—	—	2.0	2.0	津久見市:佐伯・臼杵・豊後大野・延岡・日之影と広域対策協議会を設立
公共造林事業 (森林整備室)	実施市町村	10	12	17	17	
	ネット柵	137.8	130.6	103.0	371.4	
中山間総合整備事業 (農村基盤整備課)	実施市町村	3	4	2	4	中津市(H21,22,23)、日田市 (H22,23)、佐伯市(H21,22,23)、 豊後大野市(H21,22)
	金網柵	15.4	32.8	5.1	53.3	H23:補正有り
農村振興整備事業 (農村基盤整備課)	実施市町村	1	1	1	1	臼杵市
	金網柵	15.6	14.8	1.3	31.7	
合 計	電気柵	18.3	2.5	9.2	30.0	
	金網柵	103.1	81.3	351.9	536.3	
	ネット柵	166.4	130.6	117.4	414.4	
	トタン柵	—	9.3	2.0	11.3	
	延長合計	287.8	223.7	480.5	992.0	

○ 平成23年度産地活性化総合対策事業 事業計画(2次募集含む)



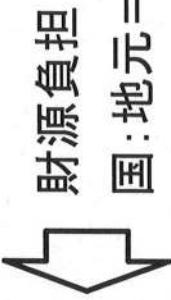
広域協議会構成市町村

①中津・豊前・上毛地域鳥獣被害防止対策協議会  
中津市、上毛町、豊前市  
宇佐市、豊後高田市、築上町  
行橋市、みやこ町、苅田町  
計9市町

②高森・竹田・高千穂地域鳥獣害防止広域対策協議会  
竹田市、高千穂町、高森町  
計3市町

③新規  
津久見市、佐伯市、豊後大野市  
臼杵市、延岡市、日之影町  
計6市町

※下線は2次募集による  
新規拡大地域



国:地元=55:45

○ 県単事業による鳥獣侵入防止施設の年度別整備状況

(単位:箇所、km)

事業の種類		H21年度	H22年度	H23年度 (見込)	合計	備考
鳥獣被害総合対策事業 (森との共生推進室)	実施市町村	17	17	17	17	
	電気柵	400.5	409.7	557.5	1,367.7	
	金網柵	4.5	42.6	3.7	50.8	
	トタン柵	5.6	4.3	5.4	15.3	
	電気柵	1.3	0.3	1.0	2.6	
	ネット柵	1.6	0.4	0.0	2.0	
森林シカ被害防止対策事業 (森との共生推進室)	実施市町村	2	3	4	4	
	ネット柵	0.0	0.0	2.0	2.0	
	(樹皮ガード)	1,920枚	3,600枚	6,000枚	11,520枚	
合 計	電気柵	401.8	410.0	558.5	1370.3	
	金網柵	4.5	42.6	3.7	50.8	
	ネット柵	19.7	32.3	32.4	84.4	
	トタン柵	5.6	4.3	5.4	15.3	
	延長合計	431.6	489.2	600.0	1520.8	



## ○ 農林水産祭でのPR（10月22, 23日：別府公園）

金網柵等防護柵の展示・販売・相談



シカ捕獲用囲いワナ（林業研究部考案）のPR



ジビエコーナーの設置（3店が出店）



シシ汁の販売



知事も試食（好評価）



## 2 特定鳥獣(ニホンジカ・イノシシ)保護管理計画(案)について

「鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律」(以下、「鳥獣保護法」という)では、「鳥獣保護事業計画」を策定することが義務づけられているが、特定鳥獣が増えすぎた場合などは、科学的データを基に特定鳥獣保護管理計画(5年毎)を策定して管理方針等を示すことで、捕獲における規制緩和などを実施することができる。

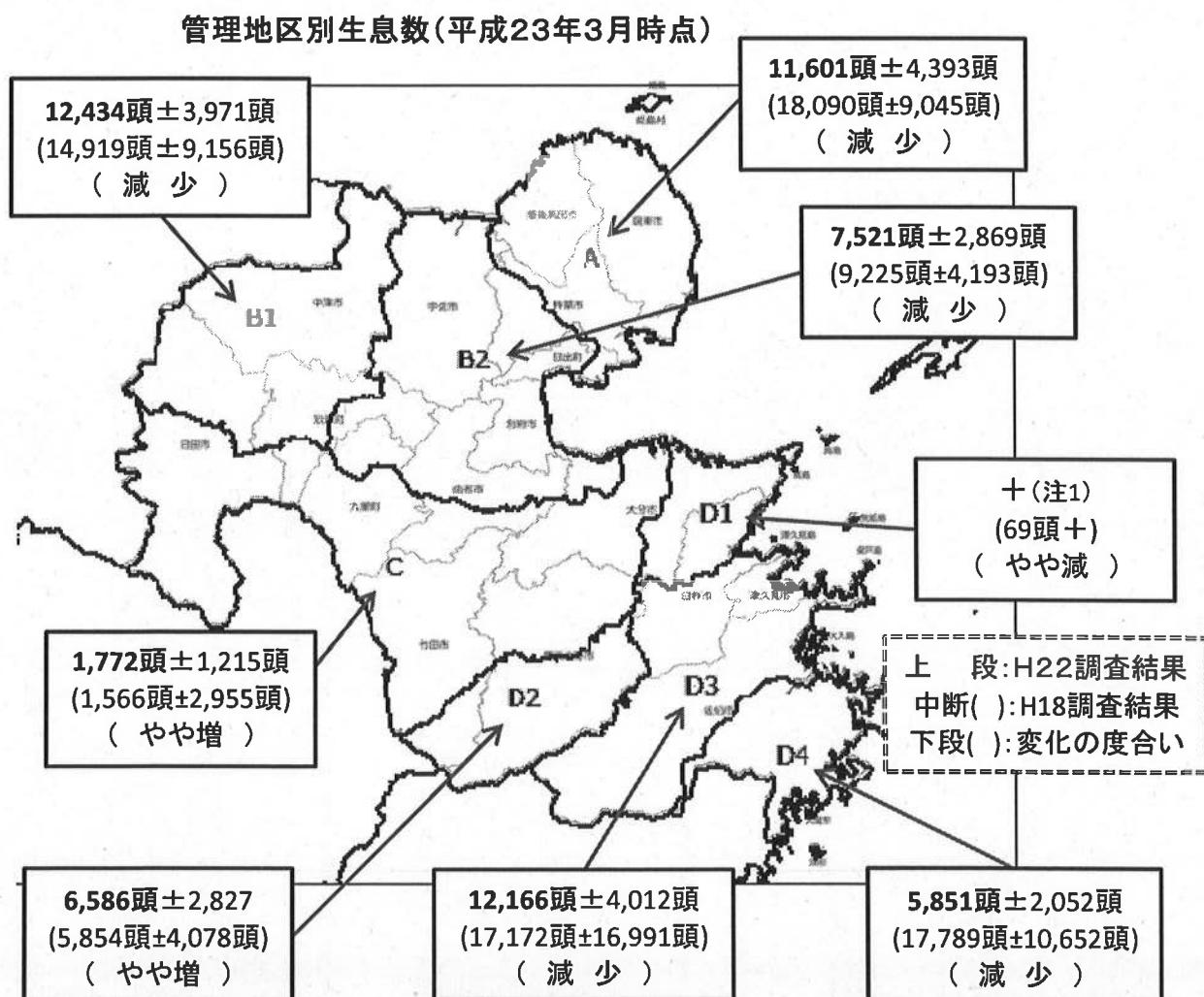
### (1) 特定鳥獣保護管理計画「ニホンジカ(案)」(第4期計画:H24.4.1~H29.3.31)概要

#### ① 平成22年度末に実施したニホンジカの県内生息数調査結果(5年毎に調査)

約85,000頭(H18) → 約58,000頭(H22) (△27,000頭)

#### ○ 推定生息数(大分県全域) 約 58,000頭 (平成23年3月時点)

- ア 現地調査者：(株) 地球環境計画(県委託事業、調査時期：平成23年2～3月)
- イ 現地調査方法：糞粒法(九州各県とも採用：214地点でプロット調査)
- ウ 調査結果分析：(株) 自然環境研究センター(県委託事業)
- エ 調査目的：特定鳥獣(ニホンジカ)保護管理計画策定のための基礎資料



※注1：「+」はわずかに生息を表す

## ② 第4期計画の目的及び捕獲計画等(案)

- ・シカは、森林及び林縁部を生息地とする草食動物であり、県内の広域な地域で生息が可能な種である。
- ・本県では、シカの生息数の増加や分布域の拡大にともない、シカによる農林業被害及び生態系、生物多様性への影響が深刻な課題となっている。
- ・被害対策として、防護柵等の設置、狩猟における規制緩和、有害鳥獣捕獲の強化などを実施し、捕獲頭数は年々増加しており、被害額は減少傾向にあるものの、被害の軽減には至っていない。
- ・今計画では生息頭数を減少させ、被害の軽減を図るため、科学的知見を踏まえ、専門家や幅広い関係者の合意を図りつつ明確な保護管理の目標を設定し、総合対策を実施することで目標を達成することとする。

### ア 過去5カ年の捕獲実績

H18(8,015頭) H19(9,659頭) H20(12,910頭) H21(19,723頭) H22(23,651頭) 計 73,958頭  
(平均 14,791頭)

### イ 推定生息頭数及び管理目標頭数

(単位:頭)

管理地区	H22推定生息頭数	H28年度末 今期計画の目標個 体数	H30以降の 最終目標頭数
A 国東半島	11,600		1,100
B 耶馬日田英彦山			
B1	12,400		2,000
B2	7,500		1,400
C 県央	1,800		1,200
D 祖母山系			
D1	+		0
D2	6,600		1,000
D3	12,200		2,000
D4	5,900		800
全 県	58,000	30,000～20,000	9,500

## ③ 目標達成のための施策等(案)

規制緩和及び「捕獲対策」、「予防対策」、「集落環境対策」等を引き続き実施する。

鳥獣保護法で規制されている項目の内、現行の特定鳥獣保護管理計画で規制緩和を実施した項目は、次期計画でも引き続き継続するものとする。

### (ア) 規制緩和

項目	鳥獣保護法(原則)	規制緩和 (継続)	特定鳥獣保護管理計画
狩猟期間の延長	1月15日～2月15日 (3ヶ月間)		1月1日～3月15日 (4.5ヶ月間)
一日の捕獲頭数制限の解除	1頭／人・1日		無制限
禁止する猟法の解除	輪の直径が12cmを超えるくくりわなの使用は禁止		輪の直径が12cmを超えるくくりわなの使用も可能
休猟区における特定鳥獣の可猟化	休猟区では、全ての鳥獣の捕獲を禁止		特例休猟区に指定し、特定鳥獣(シカ)の狩猟を可能とする

(イ) その他の施策

対策別	項目	内 容
捕獲対策	被害発生予察による計画的な有害捕獲の実施	農林業被害常襲地域において、過去3年間の被害状況に基づく被害発生予察による計画的な有害捕獲を実施
	低密度地域での効果的な捕獲の実施	生息分布拡大地域では、生息密度が低くても放置すると密度が増し、被害が増加するため、先駆的な個体数管理捕獲（スマートハンティング等）を実施。また、県内一斉捕獲や隣県との合同捕獲等も実施。
	捕獲の担い手の育成	捕獲者を確保するため、狩猟免許を取得しやすい環境づくりと、わな免許者の技術向上のための講習会の実施
予防対策	防護柵の設置推進	被害防止のため、恒久柵やネットなどを設置し、被害の未然防止を図る。
集落環境対策	地域ぐるみで集落を餌場とさせない活動	集落点検活動の実施等

④ 特定鳥獣保護管理検討委員会での主な意見

● 第1回特定鳥獣保護管理検討委員会

ア 開催日時・場所 平成23年8月25日 県庁会議室 委員 7名出席

● 第2回特定鳥獣保護管理検討委員会

ア 開催日時・場所 平成23年10月19日 県庁会議室 委員 6名出席

○ 委員会での主な意見

ア 目標とする生息密度について

- ・現在、シカは保護すべき対象ではなく、個体数を減らしていくべき対象である
- ・目標生息密度は、現行計画策定時に環境省から5~3頭/km<sup>2</sup>が示されていたが、今回はない。
- ・目標生息密度は、5頭3頭の基準を継続するにしても、状況に応じて柔軟に対応すべき。
- ・シカは群れを作るので、密度もあるが、ある一定の分布面積の中で、一ヵ所に集中して生息して被害を出す可能性がある。分布域という視点を無視して生息の問題は語れない。

イ 新たな分布拡大区域について

- ・新たな分布拡大区域では、生息密度がまだ低く捕獲効率が悪いが、エサ環境が豊富で一気に生息頭数が増加する恐れが高い。
- ・捕獲報償金を動機付けとした捕獲では、生息密度の高い所に捕獲が集中し、結果的に周辺の低密度地域や生息のない地域にシカの分布域が拡大しているようだ。これは全国的な傾向。
- ・新たな分布拡大区域では生息密度が低いため、単純な狩猟および有害捕獲では捕獲が進まない恐れがあり、農林被害が発生する前段階で一気に捕獲する新たな対策が必要。
- ・林業被害が発生する前段階で一気に捕獲圧を高めて捕獲するような新たな対策が必要。
- ・新たに分布を広げた区域では、その区域の生息の根絶(0頭/km<sup>2</sup>)を図るべき。
- ・新規分布区域で、シカの被食圧に耐性のない稀少植物群がある地域（くじゅう高原）などは、根絶を目指すこともありではないか。

ウ 捕獲計画と新たな捕獲技術の必要性

- ・捕獲が進むと必ず捕獲効率は落ちていくので、それを踏まえた現実的な捕獲計画が必要。
- ・シカの個対数調整は、隣接県からの流入が十分考えられるため、その要素も考慮すべき。
- ・ある程度生息密度が落ちてきた時点では、現在のように狩猟、有害捕獲（捕獲報償金制度）での捕獲だけでは限界。最終的には、スマートハンティング（\*1）などでの確実な捕獲が必要。

\* 1 スレ個体（捕獲に対して用心深い）を出さないよう、餌付けして銃で一斉捕獲する方法

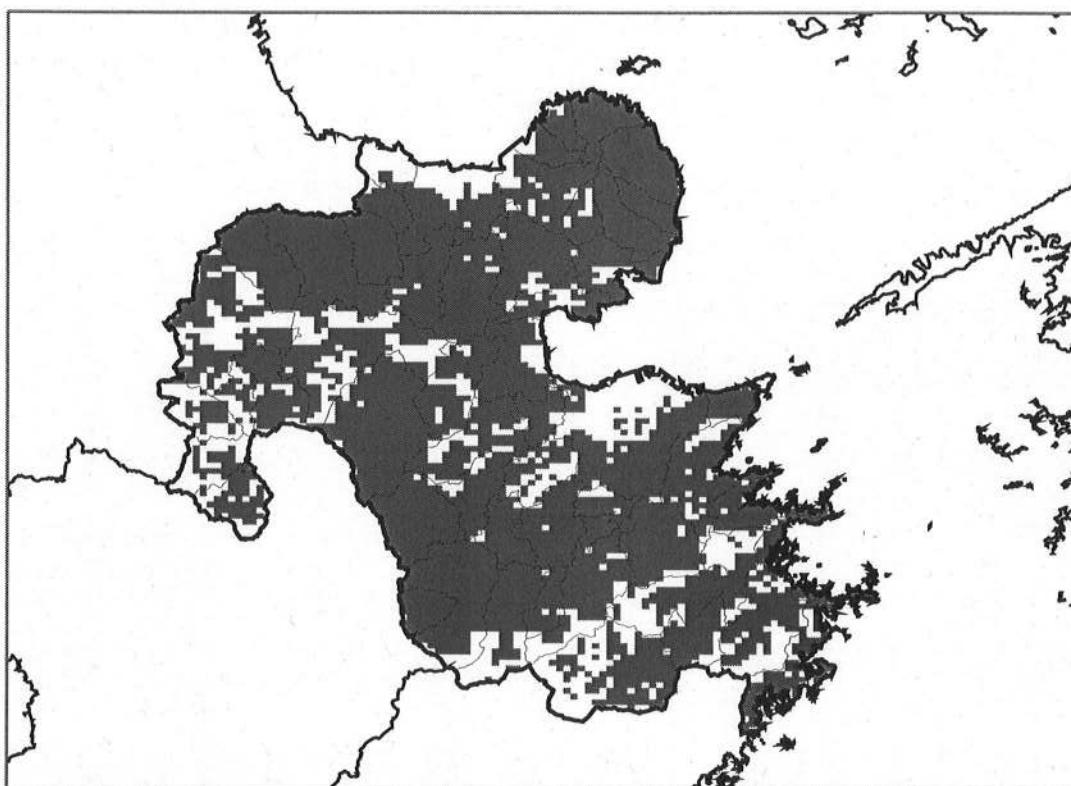
## (2) 特定鳥獣保護管理計画「イノシシ」(案)(第3期計画:H24.4.1~H29.3.31)概要

### ① 生息動向及び捕獲状況

- ア アンケート調査による生息動向結果（過去3カ年）
- 增加傾向（38%） 減少（41%） 変化なし（21%）
  - 近年のイノシシ捕獲数は隔年で増減、年変動はあるものの生息数は横ばい状態で推移
  - 過去5カ年の捕獲状況  
H18年度（13,390頭） H19（17,743頭） H20（20,122頭） H21（18,545頭） H22（26,178頭）  
平均 19,195頭

② 生息分布 市街地を除くほぼ県内全域が生息分布区域である。

イノシシ分布（H22）



### ③ 保護管理目標(案)

- 元々は森林性の動物で、食性は木の実や草の根など植物を中心とした雑食性
- 一部は里に住みつき農作物に大きな被害を与えていた。
- 農林業被害額は過去5カ年平均で約1億5千万円と、依然として深刻な状況で推移
- 捕獲する場合は、農作物を加害している里のイノシシを捕獲することが重要
- 捕獲実績は隔年で上下はあるものの着実に伸びているが、被害額の減少にはつながっていない。
- イノシシは年一産で2～7頭（平均4.5頭）を出産
- 仮に生息頭数の50%を捕獲しても、出産頭数を増やしてすぐに回復
- 現時点では、イノシシの生息密度や生息数の推定方法が確立されていないため、科学的根拠に基づく捕獲計画はできない。
- このため、捕獲対策だけでは限界があり、集落環境対策や予防対策など、総合的な対策をバランス良く行うことが必要である。

ア 長期目標

- 農林業被害の軽減
- イノシシ個体群の維持

イ 短期的目標

- 農林業被害を8千万円以下に抑える

### ④ 目標達成のための施策等(案)

ア 規制緩和

ニホンジカに準ずる。（「一日の捕獲頭数制限の解除」の項目を除く）

イ その他の施策

ニホンジカに準ずる。（捕獲対策（低密度地域での効果的な捕獲の実施）を除く）

## ①今後のスケジュール（案）

平成23年11月7日現在

### 1 平成23年度第5回・6回鳥獣害対策アドバイザー研修会

#### （1）第5回研修会

①日時：平成23年11月9日（水） 9:30～15:30

②場所：講習：JAおおいた佐伯事業部3階会議室

現地：佐伯市木立大中尾

③内容：「イノシシ及びシカの効率的捕獲手法の開発」

講師 兵庫県立大学(兵庫県森林動物研究センター) 特認助教 阿部 豪

「箱わな、くくりわな、囲いわなによる捕獲について」

講師 佐伯市猟友会木立支部 成迫 藤吉

#### （2）第6回研修会

①日時：平成23年11月10日（木） 9:30～15:30

②場所：講習：九重町役場3階会議室

現地：九重町大字松木 中須地区

③内容：「イノシシ及びシカの効率的捕獲手法の開発」

講師 兵庫県立大学(兵庫県森林動物研究センター) 特認助教 阿部 豪

「イノシシの習性を利用した安全な止めさしについて」

講師 大分県猟友会 理事 是末 準

### 2 狩猟解禁

（1）ニホンジカ・イノシシ 平成23年11月1日～平成24年3月15日

（2）一般狩猟獣 平成23年11月15日～平成24年2月15日

### 3 捕獲・解体研修

（1）時期：12月上旬

（2）内容：わなによる捕獲及び解体研修

### 4 第3回対策本部会議及び幹事会

（1）時期：3月上旬

（2）内容：平成23年度の取組み報告及び平成24年度の取組み方針について